

NPO オーソティックスソサエティー

FCT(フットケアトレーナー)ライセンス規定

平成 29 年 7 月 1 日改訂

第 1 章 総則

【目的】

本ライセンスは NPO 法に基づく活動「子どもの健全育成を図る」「保健、医療または福祉の増進を図る」を遂行するために、足の機能や靴およびインソールに関する事項について学び、下肢や足のトラブルに対応し、広く社会へ寄与することが出来る人材としてフットケアトレーナー(以下 FCT)を育成するために、その教育課程である FCT 講習会を経てその過程を修了しライセンス認定試験に合格した者に、特定非営利活動法人(NPO)オーソティックスソサエティーが独自に認定したライセンス証を発行するものである。

第 2 章 ライセンスの種類と取得のための条件

【ライセンスの種類と取得方法】

1. FCTマスターライセンス(旧 A ライセンス)…FCTアドバンスライセンス(旧 B ライセンス)を取得し、マスターライセンス取得コース(旧応用コースⅡ)を 2 回受講し、認定試験(実技テストに合格後、課題レポート提出)に合格すること。また、ライセンス更新の際に FCT 活動必須条件を満たし、規定単位(別途単位表参照)を取得すること。(3 年間必須 15 単位)
2. FCTアドバンスライセンス(旧 B ライセンス)…FCTベーシックライセンス(旧 C ライセンス)を取得し、アドバンスライセンス取得コース(旧応用コースⅠ A/B)を 2 回受講し、認定試験(実技テストに合格後、課題レポートを提出)に合格すること。また、ライセンス更新の際に FCT 活動必須条件を満たし、規定単位(別途単位表参照)を取得すること。(3 年間必須 10 単位)
3. FCTベーシックライセンス(旧 C ライセンス)…FCTベーシックライセンス取得コース(旧基礎コース)を受講し、認定試験(実技テスト、課題レポート提出)に合格すること。ライセンス更新の際に FCT 活動必須条件を満たし、規定単位(別途単位表参照)を取得すること。(3 年間必須 5 単位)

第 3 章 活動規定単位と各認定ライセンス取得特典

1. FCTマスターライセンス

(1) FCT 活動規定単位: 認定後、認定期間内(ライセンス有効期限: 3 年間)までに単位を取得すること。

(2) ライセンス取得特典:

① 認定を受けた本人から次の要請があった場合、事務センターへの掲載確認書の提出をもって、当法人のホームページにて施設および FCT の紹介を行うことができる。

② 本人の申請により、本人が所持する名刺に当 NPO 法人のロゴ、取得ライセンスの表示ができる。また、本人が在住する地域の官庁、NPO、学校等への訪問時に提出できる当法人の正式名刺(事務センターより実費にて印刷配布)の所持ができる。(いずれも申請書による理事長の許可が必要)

③ 事務センターへ所定のインストラクターライセンス認定試験申請書の提出により、インストラクターライセン

ス所得コースを受講し、所定の課程を修了した者は、アシスタントインストラクターの資格を取得できる。

- ④当法人に、官庁からの公共事業等の依頼を受けた時は、本事業に参加することができる。
- ⑤ライセンス取得者の施設もしくは他の施設で、イベント申請書の提出で使用できるFCT活動販促資材の提供(1部有料)、当法人のFCTライセンス認定証、FCTライセンスカードを発行する。
- ⑥FCTマスターライセンス(旧Aライセンス)取得コース、FCTアドバンスライセンス(旧Bライセンス)取得コース、FCTベーシックライセンス(旧Cライセンス)取得コースは一律15,000円(教材費込み、テキストが必要な者は、テキスト価格の半額で購入)で参加できる。
- ⑦本人が在住する地域にて、当法人の活動に沿ったイベント計画書を提出し、常務理事会で検討の上、理事長から承認を得たイベントに関して実施できるものとする。

2. FCTアドバンスライセンス

- (1)FCT活動規定単位:認定後、認定期間内(ライセンス有効期限)までに単位を取得すること。
- (2)ライセンス取得特典:
 - ①認定を受けた本人からの次の要請があった場合、事務センターへの掲載確認書の提出をもって、当法人のホームページにて施設およびFCTの紹介を行うことができる。
 - ②本人の申請により、本人が所持する名刺に当NPO法人のロゴ、取得ライセンスの表示ができる。
 - ③FCTマスターライセンス(旧Aライセンス)取得コースの受講資格が得られる。
 - ④ライセンス取得者の施設もしくは他の施設で、イベント申請書の提出で使用できるFCT活動販促資材の提供(1部有料)、当法人のFCTライセンス認定証、FCTライセンスカードを発行する。
 - ⑤FCTアドバンスライセンス(旧Bライセンス)取得コース、FCTベーシックライセンス(旧Cライセンス)取得コースは一律15,000円(教材費込み、テキストが必要な者は、テキスト価格の半額で購入)で参加できる。
 - ⑥本人が在住する地域にて、当法人の活動に沿ったイベント計画書を提出し、常務理事会で検討の上、理事長から承認を得たイベントに関して実施できるものとする。

3. FCTベーシックライセンス

- (1)FCT活動規定単位:認定後、認定期間内(ライセンス有効期限)までに単位を取得すること。
- (2)ライセンス取得特典:
 - ①本人の申請により、本人が所持する名刺に当NPO法人のロゴ、取得ライセンスの表示ができる。
 - ②FCTアドバンス(旧Bライセンス)ライセンス取得コースの受講資格が得られる。
 - ③ライセンス取得者の施設もしくは他の施設で、イベント申請書の提出で使用できるFCT活動販促資材の提供(1部有料)、当法人のFCTライセンス認定証、FCTライセンスカードを発行する。
 - ④FCTベーシックコース(旧Cライセンス)の講習会は一律15,000円(教材費込み、テキストが必要な者は、テキスト価格の半額で購入)で参加できる。
 - ⑤本人が在住する地域にて、当法人の活動に沿ったイベント計画書を提出し、常務理事会で検討の上、理事長から承認を得たイベントに関して実施できるものとする。

第4章 登録料

登録申請書提出と下記登録料入金の確認後、事務センターからライセンスカードと認定証が発行される。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. FCTマスターライセンス | 50,000円(更新料 10,000円) |
| 2. FCTアドバンスライセンス | 30,000円(更新料 10,000円) |
| 3. FCTベーシックライセンス | 15,000円(更新料 10,000円) |

第5章 有効期限と更新条件

1. ライセンス有効期限は3年であり、失効する前に更新しなければならない。なお、当法人を退会したときは、会則に基づきその期限に関わらず退会認定日よりその効力は失効する。失効した月から1か月以内に、発行したFCTライセンス認定証、FCTライセンスカードは事務センターへ返納すること。また、当法人の名称の入った名刺は破棄し、HP上で使用したものは削除すること。

2. ライセンス別更新必須条件と規定単位

各ライセンス所持者は次回ライセンス更新(3年間)までに必須条件と規定単位数を満たさなければならない。

(1) 単位として認められる活動

当法人会員として行なった下記活動は1回あたり5単位を取得できる。

「総会出席」「講習会参加」「スキルアップ勉強会参加」「イベント参加」「足に関する学会発表」

※学会発表に関しては抄録のコピー(表紙と該当するページ)を提出する

(2) 各ライセンスの更新必須条件と規定単位数

所持ライセンス	必須条件	規定単位数
FCT マスターライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ・マスターコースを3年間で1回再受講 ・課題レポートを3年間で10例提出 ・フットプリントを3年間で10例提出 	15 (必須条件の「マスターコース再受講」も単位に加算できる)
FCT アドバンスライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバンスコースを3年間で1回再受講 ・課題レポートを3年間で10例提出 ・フットプリントを3年間で10例提出 	10 (必須条件の「アドバンスコース再受講」も単位に加算できる)
FCT ベーシックライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ・足サイズ計測を3年間で10例提出 	5

第6章 資格喪失

1. 本会を退会もしくは、FCT 活動規定単位に達しなかった場合、その資格を失う。資格喪失した場合は、FCTライセンス認定証、FCTライセンスカードを資格喪失した日から1か月以内に、事務センターへ返納すること。

2. FCT の社会的な信用と技能向上のために、毎年提出義務を負う課題レポートとフットプリントの提出(マスター、アドバンスライセンス)、足サイズ計測の提出(ベーシックライセンス)と取得単位が不足した場合は、マスターライセンス、アドバンスライセンスは降格(その場合は、降格ライセンス発行手数料として、一律 3,000 円を徴取し、現 FCT ライセンス認定証と FCT ライセンスカードは返納し、降格 FCT ライセンス認定証と FCT ライセンスカードに交換する)、ベーシックライセンスは失効するものとし、1 項の資格喪失の事項を踏まえ、FCT ライセンス認定証、FCT ライセンスカードは、喪失した日から1ヶ月以内に事務センターへ返納すること。

3. 本会の会則違反や名誉を傷付けたり、その目的に反する行為があったとき、その資格を失う。

4. 有効期限が切れて一か月以上放置した場合、更新手続は受け付けない。

第7章 雑則

当規定に該当しない特別な事項については常務理事会の協議により決済する。